

内航フィーダー航路

物流の2024年問題とモーダルシフト

■ 物流の2024年問題とは

平成30(2018)年6月改正の「働き方改革関連法」に基づき、令和6(2024)年4月1日から「時間外労働時間」について年間960時間の上限規制が適用されました。

同時に「拘束時間」(労働時間と休憩時間の合計)も短縮されました。「時間外労働時間」と「拘束時間」の義務化によりトラック貨物の輸送能力不足が懸念され、社会に与える影響が大きいとされているのが、「物流の2024年問題」です。

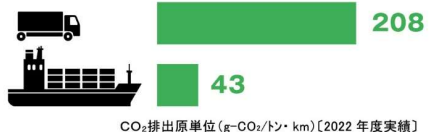
■ モーダルシフトによる物流機能の強化と環境対策への貢献

政府は「物流の2024年問題」に対し、①物流の効率化、②荷主・消費者の行動変容、③商慣行の見直しを柱とした「物流革新緊急パッケージ」を発表しました。

酒田港の内航フィーダー航路開設は、特に国内物流におけるトラック輸送を船舶輸送に切り替えるモーダルシフトを可能にするもので、政府の目指す「物流の効率化」に資するものです。

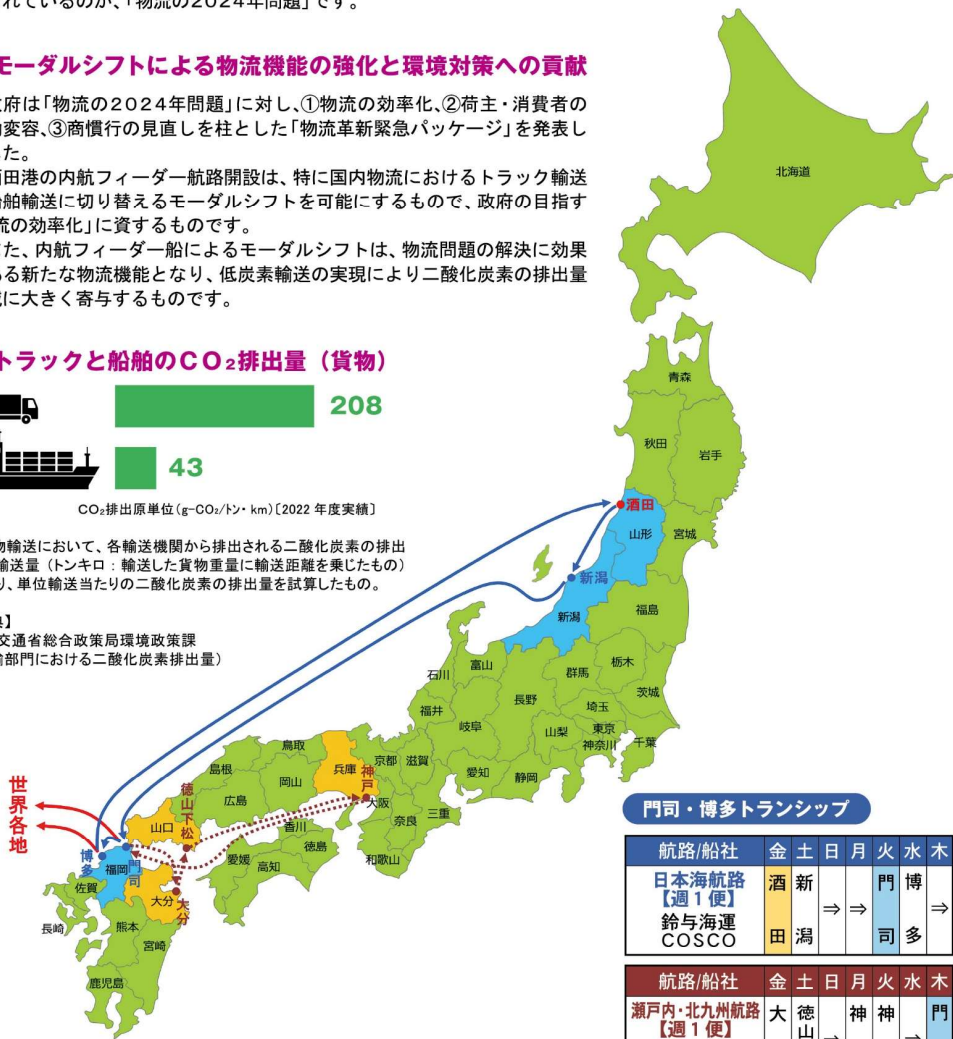
また、内航フィーダー船によるモーダルシフトは、物流問題の解決に効果のある新たな物流機能となり、低炭素輸送の実現により二酸化炭素の排出量を削減に大きく寄与するものです。

■ トラックと船舶のCO₂排出量(貨物)



貨物輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量(トンキロ: 輸送した貨物重量に輸送距離を乗じたもの)で割り、単位輸送当たりの二酸化炭素の排出量を試算したものです。

【出典】国土交通省総合政策局環境政策課(運輸部門における二酸化炭素排出量)



インセンティブ一覧

令和6年度 コンテナ貨物利用促進助成制度

助成対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日

区分	船社	海貨業者	荷主			
			FCL貨物		LCL貨物	
名称	I 新規航路・増便助成(船社)【新】	II 新規航路・増便助成(代理店)【新】	III コンテナ転換支援助成	IV 陸送費助成	V モーダルシフト等促進助成【新】	VI 小口混載貨物(LCL)助成
趣旨	新規航路の開設・増便する船社を助成し、航路の新設・増便を促す。	左記航路のうち内航航路の代理店業務を締結する海貨業者を助成し、内航航路の新設・増便を促す。	バルク船からコンテナ船へ転換を促し、コンテナ貨物量の増加を図る。	酒田港から発着地までの陸送距離に応じた助成を行い酒田港利用を促す。	物流の2024年問題に対応してトラック陸送から海上輸送へモーダルシフトを促し、コンテナ貨物量の増加を図る。	小口混載貨物輸出サービス利用荷主を助成し、小口混載貨物輸出量の増加を図る。
対象要件	①及び②を全て満たす船社 ①新規に定期航路(2週間に1便以上運航する航路)を開航・増便する船社 ②予定寄港数の3/4以上寄港 ※ 助成対象期間中に航路廃止が判明した場合は助成対象外。	左記船社の内航航路の酒田港代理店となる海貨業者	①～③を全て満たす荷主 ①バルクの貨物品をコンテナ貨物で輸送 ②貨物重量が150t以上(20ft 9個以上/回又は40ft 8個以上/回とする)の輸送を実施 ③酒田港のコンテナ貨物重量が令和4年度より増加	年間30TEU以上利用した荷主	①又は②を満たす荷主 ①過去5カ年度の最高貨物重量が30TEU以上かつ2割以上増加 ②過去5カ年度に酒田港未利用で貨物重量が30TEU未満の荷主	酒田港の小口混載貨物輸出サービスを利用した荷主
助成対象貨物量	年間の実入り貨物量が年間寄港数×30TEUに満たない貨物量(TEU)		上記②に該当する利用貨物量の合計(TEU)	利用貨物量(TEU)	過去5カ年度の最高貨物重量超過分(TEU)	利用貨物量(m ³ 又はtいずれか大きい方)
助成単価	15,000円/TEU	10,000円/TEU	20,000円/TEU	酒田港⇄発着地(片道距離) 50～99km:3,000円/TEU 100～149km:6,000円/TEU 150km～:9,000円/TEU	① 20,000円/TEU ② 10,000円/TEU	5,000円/m ³ 又はt
上限額	1,000万円/航路	780万円/航路	500万円/荷主	100万円/荷主	100万円/荷主	20万円/荷主
申請期間	令和6年6月～12月20日			令和6年6月～令和7年3月10日		

(注1)「IV 陸送費助成」と「V モーダルシフト等促進助成」のみ重複申請可能です。
(注2) 助成金交付は予算の範囲内で実施します。

定期コンテナ航路に係る港湾施設使用料

対象者	項目	通常料金	減免内容	減免料金	備考		
船社又は代理店	●入港料	内航船舶	1.26円/t	偶数回目の入港料免除	→ 実質 0.63円/t	※1 総トン数700t以上の船舶から徴収	
		外航船舶	2.30円/t	→	実質 1.15円/t		
	●岸壁使用料	(1) 0時間～12時間以内	内航船舶	5.19円/t	2分の1減免	→ 2.60円/t	※2 総トン数150t以上の船舶
			外航船舶	4.72円/t	→	2.36円/t	
		(2) 12時間超～24時間以内	内航船舶	6.93円/t	→	3.47円/t	
			外航船舶	6.30円/t	→	3.15円/t	
(3) 24時間超	内航船舶	3.46円/t	→	1.73円/t			
外航船舶	3.15円/t	→	1.58円/t				
荷主	●荷役機械使用料		3分の1減免				
	○コンテナクレーン	34,600円/30分	→	23,067円/30分			
	○リーフスタッカー	1,920円/30分	→	1,280円/30分			
	●荷さばき地使用料	101円/TEU・日	2分の1減免	51円/TEU・日			
	●リーファーコンセント使用料	31円/kwh	→	31円/kwh			
	●上屋使用料			指定上屋減免			
○高砂・頭CFS上屋		20円/m ² ・日	→	20円/m ² ・日			
	1～15日	14.50円/m ² ・日	→	7.25円/m ² ・日			
	16～30日	29.02円/m ² ・日	2分の1減免	14.51円/m ² ・日			
○大浜・頭上屋	31日～	43.54円/m ² ・日	→	21.77円/m ² ・日			